

令和2年第2回尾鷲市議会定例会会議録

令和2年6月15日（月曜日）

○議事日程（第3号）

令和2年6月15日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第42号 尾鷲市市税条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第43号 尾鷲市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第44号 尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第45号 尾鷲市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第46号 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第47号 令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第 8 議案第48号 令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
（質疑、委員会付託）
- 日程第 9 一般質問

○出席議員（12名）

- | | |
|----------------|------------------|
| 1番 三 鬼 孝 之 議員 | 2番 内 山 將 文 議員 |
| 3番 奥 田 尚 佳 議員 | 4番 楠 裕 次 議員 |
| 5番 上 岡 雄 児 議員 | 6番 三 鬼 和 昭 議員 |
| 7番 村 田 幸 隆 議員 | 8番 仲 明 議員 |
| 9番 小 川 公 明 議員 | 10番 南 靖 久 議員 |
| 12番 野 田 拓 雄 議員 | 13番 濱 中 佳 芳 子 議員 |

○欠席議員（1名）

- 11番 高 村 泰 徳 議員

○説明のため出席した者

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 加 | 藤 | 千 | 速 | 君 |
| 副 | 市 | 下 | 村 | 新 | 吾 | 君 |
| 会 | 計 | 平 | 山 | | 始 | 君 |
| 管 | 理 | 三 | 鬼 | | 望 | 君 |
| 兼 | 会 | 竹 | 平 | 專 | 作 | 君 |
| 計 | 課 | 岩 | 本 | | 功 | 君 |
| 長 | | 神 | 保 | | 崇 | 君 |
| 政 | 策 | 仲 | | 浩 | 紀 | 君 |
| 調 | 整 | 宇 | 利 | | 崇 | 君 |
| 課 | 長 | 内 | 山 | 洋 | 輔 | 君 |
| 総 | 務 | 吉 | 沢 | 道 | 夫 | 君 |
| 課 | 長 | 森 | 本 | 眞 | 明 | 君 |
| 長 | | 芝 | 山 | 有 | 朋 | 君 |
| 財 | 政 | 内 | 山 | 眞 | 杉 | 君 |
| 課 | 長 | 佐 | 野 | 憲 | 司 | 君 |
| 長 | | 尾 | 上 | 廣 | 宣 | 君 |
| 防 | 災 | 徳 | 井 | 良 | 成 | 君 |
| 危 | 機 | 出 | 口 | 隆 | 久 | 君 |
| 管 | 理 | 山 | 口 | 修 | 史 | 君 |
| 課 | 長 | 三 | 鬼 | 基 | 史 | 君 |
| 税 | 務 | 植 | 前 | | 健 | 君 |
| 課 | 長 | 福 | 本 | 和 | 行 | 君 |
| 長 | | 野 | 地 | 敬 | 史 | 君 |
| 市 | 民 | | | | | |
| サ | ー | | | | | |
| ビ | ス | | | | | |
| 課 | 長 | | | | | |
| 福 | 祉 | | | | | |
| 保 | 健 | | | | | |
| 課 | 長 | | | | | |
| 環 | 境 | | | | | |
| 課 | 長 | | | | | |
| 商 | 工 | | | | | |
| 観 | 光 | | | | | |
| 課 | 長 | | | | | |
| 水 | 産 | | | | | |
| 農 | 林 | | | | | |
| 課 | 長 | | | | | |
| 建 | 設 | | | | | |
| 課 | 長 | | | | | |
| 水 | 道 | | | | | |
| 部 | 長 | | | | | |
| 尾 | 鷲 | | | | | |
| 綜 | 合 | | | | | |
| 病 | 院 | | | | | |
| 事 | 務 | | | | | |
| 長 | | | | | | |
| 尾 | 鷲 | | | | | |
| 綜 | 合 | | | | | |
| 病 | 院 | | | | | |
| 総 | 務 | | | | | |
| 課 | 長 | | | | | |
| 教 | 育 | | | | | |
| 長 | | | | | | |
| 教 | 育 | | | | | |
| 委 | 員 | | | | | |
| 会 | 教 | | | | | |
| 育 | 総 | | | | | |
| 務 | 課 | | | | | |
| 長 | | | | | | |
| 教 | 育 | | | | | |
| 委 | 員 | | | | | |
| 会 | 生 | | | | | |
| 涯 | 学 | | | | | |
| 習 | 課 | | | | | |
| 長 | | | | | | |
| 教 | 育 | | | | | |
| 担 | 当 | | | | | |
| 調 | 整 | | | | | |
| 監 | | | | | | |
| 監 | 査 | | | | | |
| 委 | 員 | | | | | |
| 事 | 務 | | | | | |
| 局 | 長 | | | | | |

○議会事務局職員出席者

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 高 | 芝 | 豊 |
| 事 | 務 | 局 | 次 | 北 | 村 | 英 |
| 長 | 兼 | 議 | 事 | 相 | 賀 | 智 |
| ・ | 調 | 査 | 係 | | | 惠 |
| 長 | | | | | | |
| 議 | 事 | ・ | 調 | | | |
| 査 | 係 | 書 | 記 | | | |

[開議 午前 9時58分]

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、11番、高村泰徳議員は、病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第3号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において1番、三鬼孝之議員、2番、内山將文議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第42号「尾鷲市市税条例の一部改正について」から日程第8、議案第48号「令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」までの計7議案を一括議題といたします。

ただいま議題の7議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順に従い、これを許可いたします。

最初に、3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） 通告に基づきまして議案に対する質疑をさせていただきます。

議案第47号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」のうち、歳出第3款第2項第2目18節負担金、補助及び交付金に計上されている子育て世帯への臨時特別給付金給付事業1,643万4,000円についてお尋ねいたします。

まず、内訳と内容について教えてください。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 奥田議員の御質問にお答えさせていただきます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費のうち、細目子育て世帯への臨時特別給付金事業1,643万4,000円のうち、今御質問頂きました子育て世帯への臨時特別給付金（追加支給分）1,600万円について御説明を申し上げます。

この1,600万につきましては、国の子育て世帯への臨時特別給付金、3月31日までという規定に加えまして、4月1日以降6月30日時点で尾鷲市に住所を有する令和2年7月分児童手当受給対象者に、市独自の支援策として、対象児童1人当たり1万円を1,600名に追加支給することにより、子育て世帯の生活を支援するものでございます。

対象見込み児童者数1,600名につきましては、第3回の臨時議会において、第2号補正予算におきまして対象見込み数を1,545名としていたところですが、その段階では、公務員の対象者数の把握が困難であったといったことから、より精度の高い調査方法を検討した結果、子供医療費と独り親医療費の対象者については、公務員も公務員以外も対象とされているといったことから、この1,545名に35名プラスしまして、なおかつ4、5、6分の期間を延長したことに伴いまして20名を追加し、1,600万としたものでございます。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） ありがとうございます。

それでは、引き続き質問したいと思うんですけども、これは、国のほうですね、4月30日の日に国のほうで予算化されまして、第1次補正の中にも子育て世帯への交付金あります、1万円ありますよね。それとは違うんだということですよ。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 国の補正予算で対象となったときにつきましては、尾鷲市に住所を有する公務員、公務員以外全ての方を対象として、児童手当受給対象者の子供様1人当たり1万円を支給するというものでございました。

今回につきましては、4月1日から6月30日まで、その3か月期間の方も対象とし、支給をするというものでございます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） ちょっと分かりにくかったんですけども、国のほうから、先日4月30日の第1次補正で、一律に1人10万という支給がございましたよね、給付金がありました。それと同じような形で、国のほうから、これ、児童手当1万円の上乗せをするというのがありますよね。ありますでしょうか。ないんですか、これ。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 1人当たり10万につきましては、定額給付金のことではないかと思いますので、児童手当に対する1万円につきましては、児童手当を対象者の受給者に対しまして、児童1人当たり1万円を支給すると。

これについては、3月31日までの受給対象者に対しまして、当時1,545名ということで算出をしておりましたけれども、その後、その把握の仕方がより精度の高いものといったことで、35名を加えた形で1,580名としました。

先ほど申しましたように、国のほうは3月末までの受給資格者としておりましたけれども、本市の市単独の受給対象者に対しましては、4月1日以降6月30日までの方も対象としたといったことから、人数が20名分増となって、1,600人となったものでございます。

ですので、第3回定例会のときには、全て対象となる受給者の方に1万円ずつを支給するものでございますが、今回の1,600万円につきましては、その期間に加え、4月以降6月末までにお生まれになった方の中で受給対象者の方に支給するというものでございます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） いや、課長、私がお聞きしたことに対してちょっと答えてほしいんですよ。

私がお聞きしたのは、10万円の支給ございましたよね、この前、国からの。ありましたでしょう。それと同じような形で4月30日の日に、国が予算化した第1次補正の中に、児童手当の1万円の上乗せというのはあったんですか、なかったんですかということを知っているんですよ。イエスかノーかで答えてもらったらいいんですよ、長々と、ちょっと分かりにくく御説明されなくても。

ちょっと聞いたことに対してきちっと答えてもらえませんか。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 今回の1,600万につきましては……。この1,600万につきましては、先ほど申されました10万円のときのものとは別のもので、市独自のものということでございます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） 市独自のことということは、一般財源でやるということですか、それは。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 現在の予算編成におきましては、予算適用の財源内訳

としまして一般財源ということで予算編成させてもらっていますけれども、この事業そのものが、国の臨時創生交付金の対象であるといったことから、尾鷲市の創生交付金の事業枠の中としては、この事業の枠の中に入っているということをございます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） だから、その辺の市独自という言い方を、ちょっと僕はね、これ、各市町そういう言い方をするんですけど、分かりにくいですよ。

地方創生臨時交付金が1兆円という予算枠があって、尾鷲市が1億800万ですか、800万近いものが限度額としてあると。その中からやる事業ということなら、そういうふうな説明、僕、きちんとしてほしいと思うんですよ。

もう一遍戻りますけれども、国の4月30日第1号補正の中です、中で10万円にありましたでしょう、10万円、10万円の支給があったじゃないですか。それと並行して、まだ支払っていないんですけども、予算としてですね、国の予算としてですよ、児童手当の1万円の支給というのは、上乘せというのはなかったんですか、あったんですかということを僕聞いているんですよ。

議長（村田幸隆議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 2号補正において、特別定額給付金事業と子育て世帯への臨時特別給付金事業として1万円、児童1人に1万円というのを2号補正で計上させていただきます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） だから、それを私聞いているんですよ。2号補正、もう計上していますよね、それね。ですので10万、ですから、国としてまずその10万円の支給がありました。それと同じように並行して、まだ支払っていないけれども、児童手当の1万円の上乗せというのはあるんですよ、課長、ないんですか、それ。それを聞いているんです、僕は、前提として。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） この間の……。

（「あるのかないかなだけ」と呼ぶ者あり）

福祉保健課長（内山洋輔君） 前回の補正でその分は計上させていただきます。

（「でしょう」と呼ぶ者あり）

福祉保健課長（内山洋輔君） はい。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田尚佳議員。

3 番（奥田尚佳議員） だから、あるんですよ。あるんですよ、ないんですか、どちらなんですか、ちょっと。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 前回の予算に計上させていただいています。

（「ですよ」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 3 番、奥田尚佳議員。

3 番（奥田尚佳議員） だったら、そうやって答えてくださいよ、だから。だから、もうちょっと話を整理しないと分からないからね、これね、分かりにくいんですよ。

国が、4月30日の日に第1次補正を、この予算を決めました。その中に、1律10万円の国民の皆さんに支給するという給付金がありました。それで、それと並行して同じようにあったんでしょ、児童手当の上乗せが、1万円というのがありましたね、あるんですよ。

ある中で、さらにこの1,600万という予算は、尾鷲市として、先ほど言われたように、地方創生の臨時交付金が1億800万入ってくる予定であるからね。それを見越して、国はやるけれども、国の1万円の児童手当にプラスして、1万円を支給するということよろしいですか。そういう理解でよろしいんですよ。違うんですか。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 今回の補正予算につきま……。

（「そうなのかどうなのか、イエスカノーかで答えてください。どうなんですか」と呼ぶ者あり）

福祉保健課長（内山洋輔君） 今回の補正予算は、財源については一般財源という形で、今のところ予算編成されております。

（「イエスカノーかで」と呼ぶ者あり）

福祉保健課長（内山洋輔君） それで、今後、この事業……。

（「議長、イエスカノーかで僕聞いてんけど」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ちょっと待ってください。

福祉保健課長（内山洋輔君） 今後、この事業が臨時交付金を充当されるかどうかといったことにつきましては、ほかの事業との兼ね合いがございますので、ほかの事業の調整次第ということになるかと思えます。

議長（村田幸隆議員） 3 番、奥田尚佳議員。

3 番（奥田尚佳議員） いや、ちょっと僕聞いていないことを言ったんですけど。今ちょっととんでもないことを言われましたよね。充当されるかどうかは分からないって。それちょっとまた後で聞くとするんですけど。

だから、もう一遍答えてください。イエスかノーかで答えてください。いつも回りくどい言い方は結構ですので。これ、市長、ちょっと頼みますよ、これ。もう一般質問でも委員会でもそうなんですけど、回りくどい言い方を市長がされるから、これ、職員の方がそうやってこんなのをまねするんじゃないですか。

議長（村田幸隆議員） ちょっと、奥田議員。

3 番（奥田尚佳議員） 分かりました。

議長（村田幸隆議員） 分かりますが。

3 番（奥田尚佳議員） だから、もう一遍聞きますよ、課長。国が10万円の一律しました。それと並行して、4月30日の日に、児童手当1万円の上乗せを決めました。決めたでしょう、これ、ほんで補正予算も計上しましたと。決めたんですよ。

尾鷲市として、市独自という言い方をされたけれども、今回の予算で1,600万を計上したのは、国の1万円の児童手当と別に、尾鷲市として、尾鷲市としてですよ、児童手当をさらに1万円、さらに1万円上乗せね。そうじゃなかったんですか、これ。副市長が5月7日の日に説明したやないですか。国が1万円ある、市がまた1万円乗せる、ほいで、独り親家庭にまた1万円乗せるんやと。だから、独り親家庭の方で3万円プラスの方もいらっしゃいますよって説明されたやないですか。その確認を私はしているんです。

だから、今回のこの1,600万の計上というのは、国が、国がですよ、何回も言いたくないですけど、国が1万円の児童手当をプラスしましたけれども、さらに尾鷲市として1万円の上乗せをするということによろしいですかということ、イエスかノーかで答えてくださいよ。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） （聴取不能）

3 番（奥田尚佳議員） ちょっと聞こえません。ちょっと聞こえなかった、今。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

（「イエス」と呼ぶ者あり）

福祉保健課長（内山洋輔君） おっしゃるとおりでございます。

議長（村田幸隆議員） 3 番、奥田尚佳議員。

3 番（奥田尚佳議員） だったら、そうやって答えてくださいよ。どんだけ時間費やしているんですか、このことで僕は、もっと聞きたいことあるんですけど、私は。

それで、今回の今、予算は、これ、今ちょっとさっきちょっととんでもないこと言われましたよね。一般財源で、最初は地方創生臨時交付金 1 億 8 0 0 万円の枠に入れてもらうということと言われたのに、そういうふうな充当されるかどうかもちょっと分からないという言い方をされましたけれども。

これってどうなんですか、これでも、充当されないんですか。充当されなかったら、本当に完全な市独自という言い方、僕、構わないと思うんですよ、市独自でやるんだと。1 億 8 0 0 万円は別なんだと言うことは分かりますよ。どっちなんですか、これ。課長の言っている答弁がちょっとちぐはぐで、矛盾していると思うんですけど。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 今回の交付金につきましては、国の臨時交付金の対象事業ということで、尾鷲市の対象事業には今入れさせてもらっています。

ただし、金額の調整もございますので、今後、その辺については、全体事業の中で調整されていくと、このように理解しています。

議長（村田幸隆議員） 3 番、奥田尚佳議員。

3 番（奥田尚佳議員） でも、そんなこと言ったって、でも今、尾鷲市は、この前 5 月 7 日の日に言われたように水道料金の 3 か月減免と、それからこの児童手当の分と独り親家庭ね、その分しか示していないですよ、これ、我々に対しても。1 億 8 0 0 万あるのに、これもう申請終わっているんじゃないですか、これ。そんなこと言っていていいんですか、今これ。それはちょっとまた委員会等で、一般質問等でちょっと、今重大なことを言われましたよ、ちょっと、それ。それは結局です、分かりました。また追究しますけどね。

私は、私が申し上げたいのは、これ、国が児童手当、これ、いろんな意見があります。10 万円一律にもらえるのにね、さらに児童手当 1 万円プラスってどうなのかという意見もあります。

でね、児童手当 1 万円プラスと、10 万円、皆さんあるけれども 1 万円プラスと。さらにね、尾鷲市がまたそれに児童手当 1 万円プラスすると。児童手当が 2 万円になるわけなんですけどね。ちょっと、ちょっとした批判めいた意見も聞きましたけれども。

ただ、私は、別にこれは構わないんじゃないかなと、子育て世帯に対する支援

ということで、尾鷲市がそれをやられるなら、私は何ら異議はございません。

ただ、私がお聞きしたいのは、5月7日の日の全員協議会で公務員は除くと、公務員は、国はそんなのありませんよね。ありませんでしょう、課長。ありませんよ。国は、一律にそんな職業で差別することはしないのかかわらず、尾鷲市は、1万円の児童手当上乘せに対してね、対してですよ、公務員は除くと言われていました。これはどうなったんですか。先ほどちょっと公務員どうのこうのって、ちょっとよく分からんことを言われましたけど。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 5月7日に開催されました第3回臨時会における全員協議会におきまして、6月議会での新型コロナウイルス感染症に係る今後考える市独自の支援策について検討中のものも含め、御説明できる範囲で御説明をさせていただいたところでございます。

国の子育て世帯の臨時特別交付金につきましては、全て国庫補助金により、市が児童手当を支給している受給対象者をはじめ、それ以外のそれぞれ所属の官公庁から児童手当を受給している公務員も含めて給付対象としていたものでございますが、市独自の支援策を検討する過程におきまして、市費単独の支援策であることから、その時点では公務員を除く、市が児童手当を支給している受給対象者を対象として、説明を行ったものでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響拡大、長期化する状況において、子育て世帯においては、民間も官公庁も全ての人に影響を受けており、市に住所を有する児童手当受給対象者に給付すべきということで判断したものでございます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） そうすると、5月7日の全員協議会のときには、我々議員全員、議長も含めてね、みんな議案、これ、当然新聞にも載っています。ワンセグでも流れていますよ、ユーチューブでも流れています。公務員を除くという説明があつて、皆さん、私のほうでも、何で公務員除くんやろうというような問合せが結構ございました。

私も不思議でかなわなかったんですけど。これ、今、これは、じゃ、いつこれは、公務員を除くというのを、除かないようにするって決めたのはいつ頃なんですか。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） この後、この後といいましても、先ほど5月7日に開催された臨時会の全員協議会の後、今回の6月定例会に計上すべく予算編成の予算要求及び予算要求に対する予算査定の中において、予算査定の中で決定したということでございます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） 予算査定の中で決定したというのは、具体的にはいつ頃決まったんですか。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 詳細な日にちまでは私もちよっと確認しておりませんが、5月中の中盤か後半頃ではなかったかと思っています。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） 5月中盤か下旬ということですか。それなら、なぜ6月2日の日に、議会運営委員会も全員協議会も開かれているわけですからね。なぜ報告がないのかなという気がするんですけども。

それともう一つ、先ほど新型コロナの影響があって、民間の方々も同じような影響があると、だから加えたんだということですけど、そういうふうな根拠ですか、根拠で公務員は本当は外す予定やったけれども、公務員を入れるようにしたという根拠はそれでよろしいですか。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 協議の中におきまして、もともと市が支給しているのは、公務員を除く方をもともと市費、市単独で支給しておりました。先ほど議員もおっしゃられたように、その前の国の予算においては、公務員も含めて支給をするというような国の考え方でした。

私どもも、市単独でということで6月補正のことを検討していたところ、市単独なので、通常市が児童手当を支給している者を対象ということで協議をしていく過程の中で、しかしながら、尾鷲市に住所を有する子ども・子育て世帯の方については、職業に関係なくコロナウイルスの影響を受けているだろうということで、そういったことから国の補正予算と同じような対象者ということにしたものでございます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） これは、その理由というのは、副市長、市長も同じ考えですか、そういう根拠というのは。

議長（村田幸隆議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） まず、児童手当、児童扶養手当の加算給付につきましては、4月に遡るんですが、他の自治体が手厚い給付事業を発表する中で、財政状況が厳しい本市にあって、単独事業、いわゆる市単で幾ばくかの給付事業ができないかということが、まず最初でございました。

その中で、5月に国の臨時交付金が出たと。それで活用できるのではないかとということもありましたが、やはり新型コロナウイルス感染症を受けて、子育て世帯への支援給付という形であるのであれば、国の給付と整合性を図る必要があるのではないかとということが予算ヒアリングの中でありましたので、公務員も含めるとということにさせていただいたものであります。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） ちょっとその辺の根拠はね、副市長言われるの、ちょっと分かりにくいところがあるんですよ。国との整合性、そんなの当たり前じゃないですか。5月7日の日に発表しておきながらですよ。これは、先ほど話しているように、地方創生の臨時交付金との兼ね合いがありますよね、これ。当然ありますでしょう、これ、1億800万の枠があるわけですから、当然申請していますでしょう、これ。

そういうことがあって、だって、熊野市はですよ、4月30日に国会が決まって、5月1日の日にもう臨時会を開いておるんですよ、これ。第1次補正の1億、1億ちょっとありますから、あそこも同じようにね、それを見越して、もう臨時会を開いておるわけですよ。

だからもう、どういうふうなものを、これこれ、御浜町も熊野市も一緒ですよ。それを見越した上で、もう5月の初めの段階でもう考えているわけですよ、幾らぐらいかって、どういうふうに申請していくかというのを。

それにはかかわらず5月7日の日に発表しておきながら、ここに来てですよ、公務員が、いや、当然じゃないですか、そんなもの、職業で差別する必要はないでしょう。新型コロナの影響関係ないですよ。国の整合性関係ないですよ。当たりの話じゃないですか。当たり前でしょう。何で職業で差別するんですか、公務員だけ。当たりの話でしょう、これ。そこのところね、僕は認識がちょっとどうなのか、質疑なんでね、いろいろ申し上げるつもりはないですけどもですね。

この5月7日に除外するんだ、公務員を除外するんだって言いながら、もう舌

の根も乾かないうちに突然また変更と。議会にも何ら、これ、6月2日の日にも議会運営委員会、それから全員協議会ありました。その前にも議長、副議長とか、議運の委員長、副委員長にも議案について説明あったと思うけど、一切そういう説明がない。

これはもう議会軽視の何物でもないと思うんですけども。きつい言い方かもしれないですけどね。また市長のこういうやり方が始まったのかなと、議会軽視のね。別に議会なんか言わんでもええわみたいなの。

議長（村田幸隆議員） 奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 分かりました。

議長（村田幸隆議員） 少々、控えてくださいよ。

3番（奥田尚佳議員） はい。質疑なんでね、あれなんですけど、そういう印象を覚えるということでございます。

ですのですね、今回の場合は、何回も申し上げているように、1億800万円の地方創生臨時交付金の兼ね合いがありますからね。ですから、余計にこういう予算運営について、もうちょっと失礼かもしれないけど、市長、思いつき予算では困りますよ、思いつき予算では。だって、熊野市は5月1日に臨時会を開いているんですからね、この第1次補正、国の第1次補正を見越して。

だから、その辺のところを僕しっかり、本当にこんなんでいいのかなと気がしている……。ほかの議員さん、どう思っているのかどうか分かりませんが、大変危惧するんですけどね。質疑なんで、これ以上申し上げませんが、もう市長、本当に足に地をつけてね、あっ、地に足をつけてですね。それでやってもらわないと、このままではもう議会要りませんよ。そういうような状況になってしまうんで。僕はもうこれ以上、言葉ないです。

終わります。

議長（村田幸隆議員） 次に、12番、野田拓雄議員。

12番（野田拓雄議員） 私のほうからちょっと質問させていただきます。

議案第47号「令和2年尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」ですが、5ページの第2表、債務負担行為補正についてであります。

この中においては、漁業経営維持安定資金利子補給金限度額521万5,000円及び漁業経営維持安定資金保証料補助金限度額653万4,000円。各おのおの期間は、令和3年度から令和20年度までにとということで、今回、新規でこのような債務負担行為が設定されております。

今回、どのような理由からこういう債務負担行為を設定したのか、その経緯について、まず説明願いたいと思います。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） それでは、野田議員の質疑に御説明させていただきます。

議案第47号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」、漁業経営維持安定資金利子補給金限度額及び漁業経営維持安定資金保証料の債務負担行為補正につきまして、どのような経緯、理由で設定に至ったのかという点につきましてですが、まず、この制度につきましては、今年3月から4月にかけて、県から魚類養殖業者が多い市町に対し、コロナ対策の漁業者負担軽減策として、当該資金に係る協力について打診がございました。

また、その後、4月15日に、市長が尾鷲魚市場を訪れて、いろんな方々と意見交換をされた際に、漁協理事及び漁業者の皆様からも、直接、この当該資金も含む各支援の要望を受けたということがございました。

その後、漁協、尾鷲漁協や三重漁連、県などと協議をずっと重ねてまいりまして、国が第1次補正にて当該資金の5年間の無利子化、保証料免除、無担保化の支援策を打ち出したことを受けまして、県と市で、6年目以降の利子補……。この制度は、償還期限が最長で、制度上18年ということになっておりますので、県と市では、6年目以降の利子補給、保証料補助を行い、逼迫している養殖業者等の負担軽減をいたしたいということで、今回の新規設定に至ったものでございます。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 12番、野田拓雄議員。

12番（野田拓雄議員） そうということで、その経緯については理解できるものの、この件についてヒアリングということをおっしゃいましたが、ちょっと市長、養殖業者等のヒアリングはされたということですが、すみません、ちょっと別件ですが、その他のヒアリングというか、業者間、いろんな業者のヒアリングというのはされているんですか。市長、いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今回、コロナ禍におきまして、やはり現場のほうの視察ということで、先ほど担当課長のほうから申し上げまして、養殖業者、漁協等々という

んなヒアリング、あるいは打合せをさせていただいたと同時に、木材市場のほうでのどういう状況になっているのかということについても視察されました。要は水産と林業についての主立った方との、要するにヒアリングあるいは視察をさせていただいたというところでございます。

議長（村田幸隆議員） 12番、野田拓雄議員。

12番（野田拓雄議員） ということは、観光事業とか物産、流通関係の事業についてはヒアリングしていないということではよろしいですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） まずは、一番喫緊に問題の、要するに課題を抱えているところをまずヒアリングさせていただいて、観光、小売等々については、商工観光並びに水産農林等々で、そのヒアリングを受けた中で報告は聞いているというところでございます。

議長（村田幸隆議員） 12番、野田拓雄議員。

12番（野田拓雄議員） 私も、この債務負担行為について、県のほうはどのような動きになっているのかということを確認したわけなんですけれども。

農業者、漁業者の事業継続を支援し、経営改善や経営安定を図るため、農業経営近代化資金の融資枠を12億から22億円に、10億円増。漁業経営維持安定資金の融資枠を1億円から10億円に拡大し、9億円の増ということで、先ほど水産農林課長が説明していただきましたが、国、県が利子補給を負担することで当初5年間の無利子化、保証料の無償化を行い、農林漁業者の負担を軽減しますということですが。

先ほど市長のほうからもヒアリング、課長のほうからもヒアリングということが出てきていますけれども、この実態については、尾鷲市の実態については、どのような計算によって521万5,000円、もう一つのほうの保証料の補助金限度額653万4,000円というところに至ったのかというところの尾鷲市の漁業従事者等の前提条件をどのように把握しているのか、課長、ひとつ説明のほうをよろしくお願いします。

議長（村田幸隆議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） まず、漁業従事者や融資金額等の前提条件ということではございますけれども、基本的に県と足並みをそろえまして、県の算定方法というものを参考として設定をしております。

県の算定方法ということではございますけれども、まず、今回、漁業者等という

ことで、対象者の中でも、このコロナ禍の影響が最も今現在逼迫している、大きいと考えられております魚類養殖業者を想定して設定していると、されているということでございます。

融資金額の上限の県は4分の1を見積もったということでもございました。この算定方法に準じまして、本市におきましても、今回、この漁業経営維持安定資金は、1件当たりの融資枠上限が4,000万円でございます。この4,000万円に、市内の魚類養殖業者が21業者ございまして、これに乗じた金額の4分の1、つまり総額、融資総額を2億1,000万円と想定いたしまして見積もったものでございます。

なおですが、本定例会でこの債務負担行為についてお認めを頂きましたら、後々申込みの手続きを行ってまいります。来年1月末時点での申込みの状況をもちまして、金額や償還期間などについてある程度確定というか、見えてくるということを考えておりますので、3月の定例会にて、債務負担行為の確定手続きというものもさせていただかないといけないというふうを考えております。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 12番、野田拓雄議員。

12番（野田拓雄議員） 尾鷲市内の魚類関係の養殖業者が21業者ということ想定しての算定ということですが、尾鷲市内また三木浦をはじめ、輪内地区での養殖業者の方がいると思いますが、その内訳はどのように算定されていますか。

議長（村田幸隆議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） それぞれ尾鷲エリア、それから三木浦エリア、また曾根、須賀利に魚類養殖の業者さんが見えるんですけども、経営の規模であったりとか内容につきましては、ほぼ皆さん同じやり方をされておりますので、個別に想定したというよりもトータル21事業者の中で、最大4,000万円を借りた場合の県の想定に合わせて4分の1で見積りをさせていただいたというところでございます。

議長（村田幸隆議員） 12番、野田拓雄議員。

12番（野田拓雄議員） 最後にですけども、漁業経営維持安定資金利子補給要領、また、漁業経営維持安定資金保証料補助要領等は、他のこれまでのそういう資金の手当については要領が決められております。これについては新規の部分になりますので、令和3年度から始めるということですが、この要領、要領的なものは、どのようなスケジュールで作成されていくんですか。

議長（村田幸隆議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） 県の場合は要領、要綱ということを制定しておりますが、本市におきましては、規則において細部にわたって制定しようとしております。

この手続につきましては、現在、内容等を県とも調整しながら詰めておるところでございます。議決後速やかに公布、施行ができるように手続を進めてまいります。

議長（村田幸隆議員） よろしいですか。

12番（野田拓雄議員） 私のは以上です。

議長（村田幸隆議員） 次に、4番、楠裕次議員。

4番（楠裕次議員） それでは、通告に従いまして、議案第47号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）、歳出のうち、第6款商工費、第1項商工費、第2目商工振興費、第18節負担金、補助及び交付金、細節の産業開発促進事業補助金の食の産業開発促進事業補助金について、補正における、まず減額の理由を教えてください。

議長（村田幸隆議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） それでは、楠議員から御質疑のございました令和2年度一般会計補正予算（第3号）の議決について、第6款商工費、第1項商工費、第2目商工振興費、第18節負担金、補助及び交付金、細節産業開発促進事業補助金、食の産業開発促進事業補助金の100万円の減額について御説明いたします。

昨年度、国の地方創生交付金に、令和2年度事業としまして、三重県と東紀州の5市町の6団体が一申請者となりまして、広域連携事業として世界遺産・地域資源を活用した外国人観光客誘客促進事業を申請いたしました。

申請のうち、本市の事業でございます食の産業開発促進事業につきましては、申請に当たり、継続事業では認められないことを留意の上、昨年度までの事業内容から事業の組立てを刷新いたしまして事業を計画いたしました。その内容を東紀州の広域連携と位置づけ、交付申請を行ったところではありますが、国から不採択という結果が示されたところでございます。

減額の理由でございますが、不採択となった要因につきましては、前身事業の検証、分析が不十分であり、過去の事業の深化、高度化のための事業であると認められないという問題がございました。

申請に先立ちましては、国に対し地域再生計画の認定伺を提出し、認定していただいていたものでございまして、目指すべき計画目標については認めていただいております。

これを踏まえ、国における採択要因のプラスポイントとして、市の単独申請より複数市町の広域連携事業が優位とのこともございまして、県と5市町と協議を重ねまして、広域連携事業としてより採択に優位性を持たせる形を取り、申請いたしました。

しかしながら、申請自体が、先ほど御説明いたしました理由により不採択となってしまったことから、県及び他市町が計画する全事業が認められず、本市の食の産業開発促進事業補助金においても不採択という結果となったものでございます。

食の産業開発促進事業における事業予算200万が半減となりますが、事業規模を圧縮し、再度組立て直しを行うことで、補助先であります尾鷲商工会議所と事業内容を協議し、効果が発揮できるよう事業を進めるとし、地方創生推進交付金分である100万円を減額し、補正予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 4番、楠裕次議員。

4番（楠裕次議員） いろいろと説明をしていただいたんですけど、東紀州5市町と県と連携して出されたのは分かるんですけど、私ちょっと新年度予算の要求するときもちょっと気にはなっていたんですけど、30年度の事業報告と令和2年度の予算概要を見ると、多分この事業内容では多分私は通らないなというちょっと、ここで言うのは失礼なんですけど、予感はしていました。

国も、5年、大体補助事業では5年間の事業の中で、新たなメニューを出さないと多分採択もほとんどしないんですよ。だから、いろんな面でアプローチする分、また広く市民というよりは、外にもPRしていきたいという気持ちは分かるんですけど、やはり先ほどありましたように、説明がありましたように、プラス思考のポイントがないということで減額になったんじゃないかと思うんですよ。

そこで、実際に、県も入っているんだったら、県もその指導はしてくれていると思うんですけど、ある程度のところまで、認定までいって不採択というのはちょっと考えにくいんですけど、その辺の、僕は努力不足なのか、意識の違いがあったのか、その辺ってどういうふうには県と調整をされましたか。

議長（村田幸隆議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） 交付申請に当たりましては、東紀州の5市町、県と協議を進めておりまして、県を通じまして国のほうとも事前協議を行いながら、事業内容について採択していただけるような最大限の努力を図ってまいりました。

しかしながら、県と本市町を含む全5市町が相当しても、先ほどの理由ということで不採択となってしまったということでございます。

議長（村田幸隆議員） 4番、楠裕次議員。

4番（楠裕次議員） 皆さんは直接国のほうにも、本省に行くとかというのはできないんでしょうけど、県の担当者が国の担当官と具体的な調整というのはしていないんですかね。不採択になる前に相当調整をすると思うんですよね、採択されるための、要件をもう一回整理するとかですね。それを今回、簡単に不採択だったから減額すればいいやじゃなくて、どこかせっかく連携しているのであれば、もう少し作戦会議を開いてやっていくというのが一般的じゃないかと思うんですけど、その辺はどうですか。

議長（村田幸隆議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） 先ほども申し上げましたが、事前協議を十分に行った上で、県と私どもと協議を重ねてまいったところでございます。国のほうとも、県を通じて事前協議を踏まえた上で、採択に向けて努力をしてまいったところでございます。

議長（村田幸隆議員） 4番、楠裕次議員。

4番（楠裕次議員） そこまでやってもらうんだったら、引き続き、これでもかというぐらいものアイデアを出して、補助金要求をして、交付金をもらっていただきたいというふうに思います。

あと、それと併せて、この事業は、今言った半減するわけなんですけど、残ったお金で当初の予算概要の事業はできなくなりますから、この変更ってありますよね、当然。それは委員会で何かペーパーが出るのかちょっと分かりませんが、事業内容がどういうふうになって、どういうふうにしていくのか、それをやらないと保証だとか旅費だとかいろんな面で数字が変わってきますよね。改めてまた県の職員の方と担当官の、国の担当官のところに行って、これからも採択が継続できるように、不採択にならないように、調整を相当図るようになると思うんですよ。

ここにずーっと座って仕事しているのではどうしようもなく、交通費使って

でも県と国へ行って、たかが100万とか、たかが1,000万じゃなくて、事業を継続するための食のまちを標榜しているわけですから、予算執行は大事にしないと。不採択だから100万円だけ下げて事業をやりますなんていう事業は、普通はあり得ないですよ。

これはペーパーだとか、いろんな議論する中での事業ですからいいんですけど、これ、仮に工事だったらどうしますということになるんですよ。現場は、途中で補助金が下りなかったの、その分だけの金で工事を終わりますなんてことはあり得ないわけですよ、会計検査院に引っかかったから金返さなきゃいけないということもあるかもしれませんが。ほうやけど、こういうソフトな事業というのは、もう一回作戦を練って、第2次があるかどうかちょっとね、いろいろコロナ禍で特別な金、予備費出しちゃっていますから、国ももう財布の中、カラカラでしょうけど。

だから、やるとすれば、これから、ここの中のどういうメニューでやっていくのをもっと絞り込んで、第2次、第3次補正があるんだったら、そこで引っ張っていくぐらいの気持ちでやらないと、全体のこの産業開発促進事業という事業がそのものも要らなくなりますけど、その辺はどう考えています。

議長（村田幸隆議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） 食の開発産業促進事業につきましては、第2次補正ということも協議してまいりました。国への第2次補正ということも考えてまいりましたが、第2次補正自体が、採択が8月下旬から9月になってしまうというようなお話もございまして、それまで事業をストップというよりも、残りの100万円の事業をもちまして組み立て直しまして、最大の効果を発揮できるような取組ということで、今回、100万円の減額をさせていただいた上で、100万円の事業枠でさせていただけないかなというところで考えております。

議長（村田幸隆議員） 4番、楠裕次君。

4番（楠裕次議員） そこまで努力してもらったたら、正直なところ、頑張ってもらって、頑張るといのは当たり前で、仕事をしているんですから。

だから、どういうメニューを出すかというところでやっぱり知恵を絞ってやっていかないと、ここの実績報告と予算概要、文言は違うだけで、よくワードを拾うと、何が変わっているのということになりかねませんので、改めて食のまちを標榜するのであれば、もっと一步進んだ考え方を示すように、せっかく皆さん優秀な方なんですから、知恵を絞って、正直言って、1の質問で100ぐらいの答

えを出すぐらいの仕事をやったほうがいいんじゃないかと思えますので、ぜひその辺、市長を先頭に、もらえるものじゃなくて、使えるものはしっかり使って東紀州なり県と協働して、この地域を盛り上げていくということに熱意を出した仕事をしてほしいなというふうに思います。

これで終わります。

議長（村田幸隆議員） 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ございませんか。

10番、南靖久議員。

10番（南靖久議員） それでは、質疑通告は出していないんですけども、議案第47号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」のうち、補正予算書22、23ページの7款土木費、3項河川費、河川改良費、補正額167万の委託料、建物等調査業務委託料について若干質疑をさせていただきたいと思えます。

今回提出をされました補正予算書は、昨年10月に発生した豪雨による向井地区、岡ノ川の災害に伴う家屋の被害調査の委託料と理解をしております。

既に岡ノ川の工事入札は今年の2月13日に行い、税込み5,772万円で落札をされている案件で、今議会冒頭にも、報告第2号として工事費3,806万1,000円の繰越明許計算書を承認したところであり、既に入札以来4か月経過し、工事も順調に進んでいるにもかかわらず、今となって建物調査委託料の予算化は、行政手続上いささか疑問が残るので、今回計上されております167万円の業務委託料の調査範囲の内訳とその積算根拠をまずお尋ねいたします。

議長（村田幸隆議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） それでは、7款土木費、3項河川費、1目河川総務費の河川改良事業、建物等調査業務委託料167万円について御説明させていただきます。

今先ほど南議員さんが説明させていただいたとおり、昨年10月の集中豪雨によって被災した岡ノ川の災害復旧工事の現場に隣接しております建物に異常が生じてきているということで、今年度の4月に入ってから、建物管理者の方から私のほうに連絡がございました。

こういうことから、これから本格的に工事が始まるということで、工事の影響の関連性を証明するためにも、できる早い時期に、建物内部とか外部を損傷する調査を行う必要が出てきたために、今回補正予算に本業務に係る167万円を計

上させていただいております。

内容としましては、調査料としまして、地殻変動影響の調査のための現地の踏査、それと、あれは非木造ですので、非木造の事前後の調査と、それから事後後の調査でございます。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 10番、南靖久議員。

10番（南靖久議員） 先ほど建設課長のほうから、4月に入って所有者の方から、建物に若干被害があるのではないのかというような連絡があり、調査の費用を今回計上したということでございますけれども。通常として、調査契約には、先ほど説明でもありましたけれども、事前調査、あるいは事後調査等の委託費用だと思っておりますけれども、また、そのほかに、例えば中電に係る場合は中電の積算業務だとか、あるいは、もしも被害があった場合の役割分担等が恐らく調査依頼のほうへ入っていると思うんですけれどもね。

すなわち、今回の所有者の方から連絡があり、年度をまたいで167万の委託費用を予算化されて、今から入札をかけて契約を結んでいくとしても、これ、もう既にこの種の事前調査というのは、通常考えていくと、災害が起きた、被害がなかったのかあったのかという点では、まず、この河川の測量は当然なんですけれども、家屋のほうも、僕は事前に調査するのが本来の災害復旧に関わる行政としての僕は手続上として、順序としたら、それを終わってから工事入札をかけて、事前調査をして、事後調査をするのが僕は委託費用だと理解をしているんですけれども、今回、いかんせん、行政手続上アンバランスというよりか、順序が僕は相当ずっていると思うんですけれども。

改めて建設課として、今回の予算計上の在り方が適当なのか、適当じゃなかったのかというような僕は疑問を感じるし、予算が可決されるのは今月の末なんですけれども、それから入札行為して契約いくと、もうかなり時間が要して、現実には今回の岡ノ川の契約は、2月17日から8月14日までが工期ということで工事現場に看板が掲げておりますし、僕、今朝も写真撮ってきたんですがね、もうほとんどの下部のほうは3メートルぐらいブロックがもう立ち上がっているというような段階で、順調に進んでおるんじゃないのかなというような感じがしておりますので、今回の予算の上げ方と委託料の入札がいつ頃なのか、どうなっているのかという、分かっていることも詳しく教えていただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） 議員さん言われるとおり、当初、災害査定を受けるときに
おいて、この建物調査等を行うことだったと思います。

ただ、その当時、建物の方からは、別にそういうふうにも異常も生じていないよ
と、大丈夫ですよというふうなことを聞かせていただいたということで、という
判断をもって今回に至っております。

ただ、この4月に入ってからそのような状況が生じたということで、今議員さ
ん言われるように、今進捗率としては35%ほどの状況になっております。ただ、
私が受けた4月の中旬にそのようなことがあったということで、これは早急に対
応しなければならないということもございまして、ほんで、市長はじめいろんな
財政のほうでも協議させていただき中で、既決予算を流用させていただきまして、
今回4月23日に契約させていただいております。

それで、今、4月の末で事前調査のほうは終わらせていただいております。ほ
んで、事後調査につきましては、今議員さんが言われるとおり、8月14日まで
の工期ですので、工事が完了後に再度事後調査を行いたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 10番、南靖久議員。

10番（南靖久議員） 先ほど建設課長の説明によると、災害が発生した時点では、
当事者のほうも別段問題はないですよというような判断の下で工事へ入っていつ
たんですけれども、以後、4月の段階で、その方からちょっと若干家屋に問題が
あるということで、今回の委託費用の計上に当たったわけなんですけれども。

先ほどの説明を聞きますと、もう既に既決の予算で流用したということなんで
すけれども、当然工事をスムーズに進める意味でも、事前調査にはならないと思
うんですけれども、やはりある程度のこの問題が発生した時点で、速やかに調査
する点というのは僕も十分理解をして、そのようにすべきだと思うんですけれど
も。

いかんせん、もう既にもう4月23日にもう契約をして、物事が発生している
ということなんですけれども、今回、僕、補正予算で市長の提案理由の説明によ
りますと、今回、10月の災害による復旧工事により、近隣家屋の影響調査に要
する費用として、今回、河川費の中で167万円を補正させていただいたという
提案理由の説明をそのまま、当然、うのみにするのが僕ら議員なんですけれど
も、提案理由の説明でいくと、流用ということなんか一言も触れていませんよ、これ。

これでいくと、例えばさ、そういったことを理解できるんです、この物事のね、
そういった理由があつて、特殊な理由があるということであえて流用させていた

だいたにしる、提案理由の説明の中では、幾分かそういった言葉があってもしかるべきではないんですか。現実、じゃ、どうですか、執行部のほう、これやったら167万、新たにこれから契約するんですよということで理解してしまいますよ。

副市長、今いかがですか、こういう行政の進め方というのは、僕は納得し難いんですけど。

議長（村田幸隆議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 緊急を要するというで流用させていただきました。

この件につきましては、先ほどの奥田議員さんもありましたように、やはり議運の全協のあたりで、説明があったほうがよかったのかというふうに思っております。

議長（村田幸隆議員） 10番、南靖久議員。

10番（南靖久議員） 当然、当初予算書の河川費の中では733万が予算化されておりね、この内訳は修繕費270万、除草費250万、工事費250万、負担金3万ということで、このどれかの部分で167万は流用されたと思うんですけどもね。

やはり地方自治法上、項の流用も基本的にはしてはいけないと逐条解説では書いておるんですわ。当然のしたらいいことじゃないんですよ。ただし、項の流用をする場合でも、既設の予算がついているものに限ってはそうでもないというよなただし書があるんですけどもね。この167万というたら流用にしても軽微な金額じゃないですよ。

そういった意味で、先ほど副市長のほうから、報告があつてしかるべきだったと思うというような答弁があつたんですけども、これ、4月23日にもう契約をされてから、既に行政常任委員会等も開かれ、全員協議会でも何回か開かれたと思うんですね。少なくとも会議のあたりでは若干報告するなり、あるいは各議員さんに説明責任を果たすなりするのが本来の僕は姿じゃないかなと思うんですけども。

財政課長は、こういった流用の問題については、どのような各課の指導体制をしておりますか。

議長（村田幸隆議員） 財政課長。

財政課長（岩本功君） 予算流用をする場合には、事前に議員さんのほうに報告をすべき案件かどうかということ、各課のほうでちゃんと判断して行ってください

ということで指導はさせていただいております。

議長（村田幸隆議員） 10番、南靖久議員。

10番（南靖久議員） 財政課長のほうでは各課の判断ということなんですけれども、逐条解説を何回も持ち出すわけではないんですけれども、流用については、ある意味で人件費やとか人件費に伴う共済費等の場合は、よくそういった流用が見込まれるということで逐条のほうでも書いておりますけれども、やはり今回の167万というのはやはり高額流用だと思うんですね。

以前もたしか12月に、例を出したら、天文科学館の屋根の修理の件で、一切議会にも報告せずに流用で賄ってしまったというようなことで、三鬼和昭議員に厳しく指摘された経緯があると思うんですね。

そういった意味でも、今回の予算の流用の意味は僕は十分に理解をするわけでございますけれども、やはりしっかりした理由のある調査委託料でございますので、こういったこの種の高額流用をする場合は、やはり全議員さんに、当然、議長、委員長の報告は当然なんですけれども、全議員さんにも僕はある程度承認、理解を求めるのに説明を回るのが、本来のこの種の流用のやり方ではないのかなということ強く指摘をさせていただき、質疑を終わります。ありがとうございました。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております7議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の7議案は所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで一般質問準備のため休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

〔休憩 午前11時03分〕

〔再開 午前11時14分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第9、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの手順により、最初に、6番、三鬼和昭議員。

〔6番（三鬼和昭議員）登壇〕

6番（三鬼和昭議員） おはようございます。通告に従い、一般質問を行います。

ちょっとマスクを外して、できるだけ飛沫を飛ばさないように、大きな声にならないように行いたいと思います。

私の質問は、新型コロナウイルス感染症対策について、経済対策面、教育のネットワーク化、そして感染症に対する検査の対応策等についてたださせていただくとともに、これらの取組について提言も述べさせていただきたいと存じますので、加藤市長の明快な御答弁をお願いいたします。

人に感染するコロナウイルスとして新たに見つかった感染症については、コロナ禍と呼ばれ、世界や日本全域に感染拡大が進み、4月には国による緊急事態宣言が発令され、国民こぞって、自粛生活と共に経済が止まってしまいました。

この一連の経過の中で、一番最初に市内店舗でのマスク、それにトイレトペーパー等や除菌液の品切れが起こり、私は、訪れた老人介護施設において、マスク不足になるという不安の言葉を聞くことになりました。

老人介護施設は、施設や仕事そのものが密閉状態に近く、業務そのものが密集密接といったソーシャルディスタンスを守りにくい立場であり、社会的弱者が相手ということから、クラスターの発生、大きな集団への感染拡大阻止という観点から福祉保健課に相談したところ、平成23年12月に本市出身の長野公紀氏に御寄附していただいた備蓄用マスクが残っており、早期に老人介護施設や障害者施設のみならず、学校や幼稚園、保育園といった感染拡大が想定される全施設に配備されたとのことでした。

本市では陽性患者が1名だけでしたが、何事も備えあれば憂いなし的な想定施策は、物事を最小限に抑えられるものと言えます。

そして、小中学校の臨時休校により、行き場のない年少の児童たちを民間施設が受け入れてくれることから、市PTA連合会を通じ、連絡をさせていただいたりしましたが、市内における陽性患者の発生もあり、当初の頃は、コロナ禍の緊迫した日常は収束するのであろうかと不安に思ったのは私だけではなかったと思

います。

その後、静か過ぎたゴールデンウィークを前後して、完全にストップした経済関連の叫びを聞くようになり、同僚の小川議員が、釣り客相手の渡船業者に対する県への要望に対し、側面からではございましたが、県関係者への説明等のお手伝いをさせていただき、また、マダイ等の出荷が完全にストップして、稚魚の納入さえ危うくなった尾鷲湾、賀田湾での養殖業者の現状調査及び聞き取りを東豊県会議員や小川議員と共に行い、あわせて、市水産農林課や養殖業者の方々と共に県当局へ支援策の要望活動に取り組み、そういったことが功を奏したのか、県の御理解の下、養殖マダイを県内の小中学校給食の食材として活用する3億7,857万円という事業費を計上していただいたことは、地元新聞等や今定例会における市長の市政報告においても紹介されました。

また、この県補正予算には、こども食堂等を運営する団体への支援策もあり、あわせて、一般社団法人日本非常食推進機構の古谷代表理事を紹介していただいたことから、あわせて、こういった運動を行っている必要な食材をそれぞれマッチングさせる活動を併せて、市内で子ども食堂を運営している代表者に紹介させていただいたり、お互いに叱咤激励をさせていただきました。

そして、市民の生活支援として、南議員と共に水道事業会計の調査をし、水道料における基本料金の減額や、3密状態の中で子育て支援をしている保育園や放課後児童クラブへの空気清浄機の導入を4月に開催された全員協議会で提案したところ、それらも実施されることとなり、こういった災いの中での施策の対応を手探りしながら見だし、取り組んだことは、これからの新しい生活様式の中での施策の在り方を学ばせていただいたような気がします。

そこで、これからの経済対策についてですが、前段の地場産業であるマダイ養殖を例に取り、考えてみますと、こういった時代で自粛生活を強いられることにより、経済の低下状況下では、新しい流通としての地域の特産品を日常の生活の中で地域で消費するサイクルを構築すべきだと痛感いたしました。

もちろん、今回でも、地元スーパー等においても積極的に店頭で扱っていただいていたことや応援をしていただいたことは存じていますが、もっと老若男女、家庭で食べていただけないかと考えてみました。

また、食事の仕方として、テークアウト文化も定着しつつあることから、三つの密で開催できない尾鷲旬のこつまみバルをテークアウト方式でできないだろうかとも、個人的には、自粛生活の中でいろいろ考えても見ました。

市長は、担当課とか商工観光課や生産者の方々と、そういった仕組みづくりや施策論議はしていませんか。あるいは職員の皆さんに、わいがや、いわゆるわいわいがやがやと発想したことを自由に述べる会議でもいいですから、議論をするようにしたことがありませんか。

新しい事業の仕組みをつくり上げないと、再度こういった事態になれば、乗り越えられないのではないのでしょうか。思いつきでも何でもいいと思うのでお答えください。

また、地元経済の拡大策として、本市は、地域限定商品券の配布あるいは発行を考えていませんか。特別定額給付金もほぼ行き渡った頃ではないかと推察されますが、この給付金は、コロナ禍の中で所得が減少された方や自粛生活で余分な出費があったのではとの意味合いで、全国民に等しく支給されたと理解していますが、同時に、停滞している地元経済への活力を注入させる資金の一部でもあろうかと考えられます。

そういったことから、特別定額給付金と地域限定商品券との併用は、大きな地元経済の起爆剤になると考えられますことから、この取組についてお考えがあれば、お答えください。

それでは、2番目の質問である教育のネットワーク化の推進についてですが、私はこれまでも、教育ICTの推進とのテーマで一般質問を行っていき、4月9日の全員協議会でも提言させていただきました。

最近の傾向では、ネットワーク化も含め、全学年でタブレット端末を全生徒や児童に配付し、取り組んでいる学校が増えているようです。

今回のコロナ禍による臨時休校の在り方を分析すると、夏休み等の宿題形式では、カリキュラム的に問題があるように感じましたし、再度の臨時休校や大規模校の変則的な登校についても課題があったのではと受け止めざるを得ませんし、保護者の意見の中でもそういったことを感じました。

国の第2次コロナ関連補正予算でも打ち出しているように、企業の中でも、今後の働き方改革として、ますますテレワークが普及するであろうと考えられますし、テクノロジーの発達と併せた仕組みがどんどん進化していくと考えられます。今回のコロナ禍により、先進国でありながらIT化が遅れていると言われる我が国においても、この契機に急速に進むであろうと推察できます。

そういった時代に適応する教育の必要性は論をまたないことから、児童や生徒一人一人にタブレット端末の配付と学校内はもとより、学校と家庭をつなぐネッ

トワーク化のためのW i F iの整備が必要不可欠だと考えられます。財政厳しい中であっても、子育てや教育にほかの地域との格差があってはならないと思います。この取組について、市長、教育長のお考えをお聞かせください。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策として、多くの市民の方々が、抗体検査や唾液によるP C R検査についてお話を、多くの市民の方々からお話を頂くことが多々あります。そして、自らの検査を希望されており、本市はいつから実施するのかとよく尋ねられます。

このたびの新型コロナウイルス感染症については、各地での感染拡大阻止対策とともに、感染者の治療に当たられた本市や全国の医療従事者の方々の懸命な取組に対し、敬意を表するものでございますが、これからの本市及び紀北地域の取組として、同検査の普及を住民の皆さんが要望されていると考えられることや病院はもとより、老人介護施設や障害者施設や学校、あるいは市役所もそうだと考えられますが、特に集団で仕事や目的が機能しているところにおいて、クラスターの発生とか感染拡大阻止の考えから、まずはそういったところから検査の導入は不可欠になるのではなかろうかと考えられますが、対応策として、本市及び総合病院、あるいは医師会との連携等を含め、検討や議論されているのか現況の御説明を求め、壇上からの質問といたします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） じゃ、ちょっとマスクを外させていただきます。

それでは、三鬼和昭議員の質問についてお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策における経済対策についてお答えいたします。

まず、地域の特産品の日常消費のサイクルの構築に関して、担当課や生産者の方々と議論をしていないかということにつきまして、担当課や職員とは、常にあらゆる場面でディスカッションをしております。

特に、こういうコロナ禍の状況の中であっても、私が現場に下りて、職員と腹藏なく、それこそ議員がおっしゃるような、わいわいがやがや、わいがやでよく話し合っております。

また、今回、生産者の方々とも、私は幾度か直接現場に出向き、それぞれの方のお話を聞き、対策について随時議論をしております。

特に、今回の市内外のスーパーマーケットで養殖マダイの販売コーナーを特別

に設置していただき、販売促進活動に御協力を頂いたことなどは、現場の皆様との話の中で、本市として今すぐに応援することができないかの思いから実現させたこととございます。

また、本市が事務局を担当しております尾鷲市海面養殖振興協議会の県への要望では、三重外湾漁協や養殖業者の皆様と共に要望書を作成し、提出したものであります。議員もおっしゃっていましたように、このたびの県内全域の公立小中学校の給食食材として補正予算計上されたことは、大変うれしく思っております。

コロナウイルス感染症対策としての経済支援の在り方につきましては、特に第1次産業においては、市場の動向はそれぞれであり、国の支援策の中でも、当地域の産業形態、生産規模に適した制度を見極め、情報提供を行うことに留意しております。

特に4月からは、経営維持の観点での国の資金繰り対策として、借入金の実質無利子、無担保化の制度などを紹介し、手続などを進めてまいりましたが、今後は、経営継続という観点での生産販売の在り方をウィズコロナの視点も踏まえて検討していく段階にあると認識しております。

こうした中で、自宅で食事を取る機会が増えたことに関連して、新鮮な地元食材への注目度は高くなっております。地産地消の大切さが見直されつつあることから、この機会を生かして地元産品等への関心、理解を深めていくこと、つまり機運を高めていく仕掛けづくりが肝要と考えております。先ほど申し上げました市内スーパーマーケットでの養殖マダイコーナーでは、売上高も好調とのお声を頂いております。

これからのことは、県議会議員や、あるいは市議会議員の皆様が積極的に動いていただいたこと、私も魚市場等に足を運び、現場の声をじかに聞き、県知事への要望書を提出するなど、本市が一体となつての行動が知事の下に伝わり、知事もいち早く生産現場を訪れて対応されたことで、まさに機運が高まり、そうしたことが市民の皆様に関心や理解を得られた結果だと感じております。

たまたま知事に直接お話をする機会があり、その中から知事からは、県としては、尾鷲市さんのように一体となつての要望活動をしていただけると、大変こちらでも検討しやすいとコメントを頂きました。

応援を頂いておりました市民の皆様にも、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

次に、議員の御質問の新型コロナウイルス感染症への経済対策のうち、商業な

どの振興策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大による地域経済への影響は非常に大きく、本市でも、様々な事業者に緊急事態宣言前から影響を与えており、緊急事態宣言が解除された今もなお経済活動の低迷は続き、長期間にわたり、産業や経済に大きな傷痕を残すものとなることが予想されます。

そのため、本市では、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を生かし、限られた予算の範囲内でより効率的に地域経済回復効果を得ることのできる二つの事業を、現在、実施及び協議しております。

その一つ目には、先般も御報告しました三重県の緊急事態措置として実施した休業協力要請に対して、休業などの協力を実施した指定事業者に、本市と県との協調事業として折半で、1事業者当たり一律50万円の協力金を交付する三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金の事業でございます。

二つ目といたしましては、幅広い事業者で御利用が可能なプレミアムつき商品券事業で、現在、関係各所で協議を進めているところでございます。

このプレミアムつき商品券は、プレミアムがつくことによって市内を流通する総額を大きくできるメリットがあり、利用者となる市民の皆様はもとより、利用可能事業者への経済波及効果が得られるので、市内全体の経済に与える効果は非常に大きいものと考えております。

現在、プレミアム率あるいは総額について協議を実施しておりますので、これらがまとまり次第、内容及び予算を改めまして議会へお示ししたいと、このように考えております。

次に、児童・生徒1人1台のタブレット端末及びWiFi環境の整備の取組についてお答えいたします。

近年のグローバル化や急速な情報化の進展により、子供たちを取り巻く環境は大きく変化しています。これからの時代を生きる子供たちにとって、ICT、すなわち情報通信技術は欠かせないものであり、学習活動の中でも、課題解決や目標達成のためにICT機器を有効に活用し、主体的、協働的な学びを実現する上で大変重要な位置づけとなっております。

本市では、市並びに教育委員会及び学校がICTを活用した教育の基本的な考え方と進めるべき方向性について共通のビジョンを持ち、より効果的なICT環境整備と活用を図るため、昨年度、尾鷲市学校ICT環境整備計画を策定し、今年度の8月末までに整備するよう、現在進めているところでございます。

このような中、国におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の臨時休校中の緊急時においても、ICTを活用した1人1台の端末の整備やWiFi環境の整備などのGIGAスクール構想の実現が急務であると考えを示されました。

本市におきましても、全ての子供たちの学びを保障できる環境を整えるため、1人1台の端末の早期実現や、緊急時においても家庭でもつながる通信の整備などの環境を整えることが重要と捉え、現在、これらの環境整備について計画をしているところでございます。

詳細につきましては、後ほど教育長から説明いたします。

次に、抗体検査及び唾液によるPCR検査についてお答えします。

まず、抗体検査、この件につきましては、過去に新型コロナウイルスに感染していたかを判別するものであり、陽性患者を見つけるための検査ではございません。疫学調査等に使用され、厚生労働省が東京、大阪、宮城で大規模に抗体検査を実施すると発表されたところでございます。

一方、PCR検査につきましては、検査時点において新型コロナウイルスに感染しているか否かを診断するものとして使用されており、鼻腔・咽頭拭い液による検査が主流であります。議員がおっしゃられるように、唾液による検査につきましても保険適用が認められたため、今後は、医師、看護師の飛沫感染の予防のため、唾液による検査の件数の増加が見込まれているところであります。

さらに、PCR検査には、現在のところ、行政検査と民間検査があり、いずれも検査結果の判明のため二、三日を要します。そのために、数分で結果が判明する抗原検査、この導入が5月13日に承認されましたが、その検査キットは、国の管理において陽性患者の多い都道府県からの供給となっていると同時に、この抗原検査におきましては、陽性のみの診断に使用されるため、陰性を確認するためには、やはりPCR検査が必要ということになります。

以上のことを踏まえた上で、市民の皆様にはPCR検査の実施を尾鷲総合病院のみで行うには、医療従事者の確保が困難であり、また、桑名市、伊勢市、亀山市、鈴鹿市などで設置されたドライブスルー方式などの、いわゆるPCR外来を設置するためにも、各地区の医師会の協力の下、かかりつけ医の紹介で受診できるものとなっております。

現在、感染状況が落ち着きを見せているところではございますが、第2波、第3波が発生すれば市民の皆様も不安になることから、PCR外来の設置におきま

しては、紀北医師会の先生方とも十分に話し合い、今後、技術開発が進められ、より簡易で即時診断できる検査キットが導入されれば、市民の皆様の不安を解消させるため尾鷲総合病院でも取り入れていきたい、このように考えております。

私からの壇上からの回答は以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） 三鬼和昭議員の教育のネットワーク化の推進についてお答えをいたします。

今回、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、長期にわたって一斉臨時休校となり、事実上、学校教育が止まったと言っても過言ではない状況となりました。

学校では、子供たちの家庭での過ごし方、学習課題など、できる限りの対応をするために、また、子供たちと学校、担任とのつながりを切らないためにも、何度も家庭訪問し、課題プリントや学級便り等の配布を行ってきました。

一方、マスコミでは、一部ではありますが、オンラインによる授業やタブレット端末の活用が取り上げられ、その有効性が指摘されており、対応の違いを強く感じました。

このような緊急時や登校に不安を感じる児童・生徒に対しても、ICTを活用した家庭学習を行うことにより、切れ目ない学習、学校とのつながりが可能となり、全ての子供たちに学びを保障することができることとなります。ICT環境の整備につきましては、議員も御承知のとおり、GIGAスクール構想により、1人1台端末を実現するよう求められております。

新しい学習指導要領では、ICTを活用した学習活動の充実、プログラミング教育の必修化、デジタル教科書の導入拡大、そして、教科書のQRコードの活用などが示されておりますが、個別学習、さらには家庭学習へ、そして、今回のような緊急事態に備えてオンラインなどによる個別に最適化された学び、学びの継続、そういったものが早急に求められることになりました。

教育委員会といたしましても、新しい学習指導要領の狙いに沿って個別最適化できる体制が必要であり、GIGAスクール構想の実現が急務であるというふう考えております。

今後、様々な条件の制約はありますが、国の有利な補助を活用し、1人1台端末の環境やモバイルルーターも含めたWiFi環境の整備も併せて、早期の実現に向けて計画をしているところでございます。

また、先般、各学校の情報教育担当者から成る尾鷲市情報教育担当者会議を開催し、これからのICTの活用について、こういった使い方ができるのか、どのようなソフトが必要なのか、そういったことを検討しておりまして、今後も議論を続けながら、教員のICT活用能力を育成するとともに、ICTを含めた様々なツールを駆使しながら各教科等の学びをつなぎ、社会の課題の解決や一人一人の夢の実現に生かしていけるような子供たちの育成を目指してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） まず、経済のほうから。たまたま養殖ね、本市の特産品ですので、養殖マダイの生産をちょっと土壌にして議論したというか、ところがあるんですけど、これはもうほかの産業も全部そうなんですけど、市長は、ワンセグにおいても、今放送されておるワンセグでも、このコロナ禍により、元の生活に戻らないでということを行っている以上は、経済も元にはなかなか戻らないであろうということが想定できるということから、新たなやっぱりまちづくりをしなくちゃいけないのではないかなと思います。

1点の考え方としては、大胆に、例えばこれまで議会なんかも、再三視察に行っていた福井県の小浜市なんかは、やっぱり魚の町ということで、行政自らがキッチンスタジアムを造って、幼稚園とか、小学校へ入る前から3枚おろしやとか、そういうのをどんどんやって、市民のやっぱり食事の取り方というんか、これを全体でしておったということからね。はっきり言ったら、尾鷲市民全部でタイの3枚おろしをギネス挑戦やるとか、尾鷲独自の3枚おろし検定を定着させて、もっと別の角度から普及させていくという、そのようにちょっとユニークでありながら、いろいろなことも考えていかなきゃいけないんじゃないかなと、私はこれからの時代、ますますそう思います。これはちょっと仮定の話なんですけど。

そういった中で、先ほど具体的には市長が、商品券というか、プレミアム商品券の発行も考えて、経済をまず起爆剤としたいということがありましたが、まずお伺いしたいのは、プレミアム商品券、近隣市町においては、これは配布という形で100%商品券、市費で商品券を100%の商品券を配布したというのは、新聞か、まだ具体的には聞いていないんです。

ただ、ただし本市においては、今回、第1回の国の補正では、交付金に1兆円の投入で、本市においては1億700万ぐらいいったんかな。あと、この2号補

正では2兆円ですからその2倍、考えると全体に3億円ぐらいのコロナによるまちおこしというんかができるのではないかなということがあるのと、どこまで市費が使えるかということ踏まえても、やはり経済が、今停滞しておる経済を活力上げるのには、プレミアム商品券のプレミアム分をどれぐらいにするかというのが大事だと思うんですけど、市長は、現在のところ、どのようにお考えですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、地方創生の臨時協力金の話につきまして、先ほどもいろんなお話を頂いているんですけども、約1億800万。この1億800万をどういう形で活用するのかということについて、今、協議していると。

当然、その考え方につきましては、これやりたい、あれもやらなきゃならない等々がございますので、私自身は、今この件については、どういう形で執行部として今考えているかということは議会にお諮りさせていただきたい、このように思っております。

先ほどちょっと分かったわけなんですけれども、今度の2次補正についての具体的な用途先云々というの、今回の第2次で、地方創生臨時交付金が、一応トータルで2億円ということは既にもう閣議で決まって、これは決定したわけなんですけれども、この使い方が、用途がどうなるのかというような2兆円……。

（「2兆円」と呼ぶ者あり）

市長（加藤千速君） 2兆円です。それがどうなのかというの、これがちょっとまだ示されるのが今週末か来週初めになろうかという情報を先ほど得ました。その辺も含めて、今後どういう使い方、私自身は最大限これを使いたいと、もう使わなきゃならないと思っています。

というような形で進めていく際に、まずプレミアムつき商品券につきましては、基本的には今回の場合には、一つには、要するに市民の皆さんのお力を借りて、要するにプレミアムつき商品券、おまけをつけますから、この商品券をたくさん買ってくださいますよということでもって、要するに小売、中小小売のあるいは零細に至るまで、こういった方々への事業の促進というものに図っていきたいと。

そうすると、今までの例からいきますと、大体、地域商品券というのは大体今まで2億5,000万ぐらい売っていたらしいですね。それですから、私としては、今の私の考え方は、少なくとも3億円ぐらいは、要するに皆さん方に買っていただきたいと。そのときに、どれだけのプレミアムをつけるのかということに

についてはちょっと今考えております。

プレミアムがつくということになると、その分だけのやっぱり3億円であれば、1割であれば3,000万、2割であれば6,000万、3割であれば9,000万というような非常に負担増がありますし、当然のことながら、地域創生、地方創生のあれを考えながら、少なくともやっぱり地域の経済の発展というものに、やはりこれを使いたいという思いでございます。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） このプレミアム商品券はこれまで、本市ではかなり実績にある経済の活性化策、商工会議所さんと組んで、がありますけど、ほとんどが1割というんか、形なんですけど、こういったように、国の第2次補正、今市長言われるように、私もちょっと下勉強したところ、1次の約、本市に来るような1億円はフリーであったけど、2次における2兆円からの想定するといと2億円ぐらい、2億円強か2億円ぐらいというか、これはちょっと紐つきというか、条件が国からこういうのにしなさいというのをつくかも分からないということはちょっと伺ったんですけど。

ただ、商品券を、この10万円の給付金も含めて、市内で生かしてもらうためには、商品券はいい考えだと思うんですけど。これまで1割だけだとこの前の商品でと何ら変わらないわけで、コロナ対策でやるのであれば、近隣が100%の商品券を出しておる中で、厳しいとは思いますが、少なからずでもやっぱり3割ぐらいはコロナ特典がつくというんか、それぐらいの考えは必要ではないかなと思います。その辺については、市長、どうですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） その辺のことを1割にするのか、2割にするのか、3割にするのか、これはやっぱりちょっと議論させていただきたいと。全体的に補助金というのは、地方臨時交付金の使い方等のことについても十分やっぱり議論して、早急にちょっと結論を出しながら、これも当然、議員の皆さんにお諮りしたいと思っておりますんですけども。

ただ、今回の場合、正直言って、第一にやっぱり地域、要するにプレミアムつき商品券を市民の皆さんにこういう理由で買っていただきたいと、要するにお客様は市民の皆さんなのでね、その方にどうやって買ってもらうか、例えば3億円なら3億円も買ってくれるのか。この3億円が、要するに地域の経済の活性化に

つながるといふことに、目的はこっちのほうなんですね。ですから、その辺のところも十分考えていきながら方向性を示していきたい、このように考えております。

議長（村田幸隆議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） これから議会とも相談していただいて決めていくということなので、これはちょっと考え的事だけ、答弁要りませんが、コロナ対策でやるのであれば、感覚的には、1万7,500人分の商品券を発行するというのがあるけれど、買える人が何枚も商品券を買うという今回の経済対策ではないのではないかなと思いますので、そういったことも含めてお考え、漠然と何部発行して、フリーに買える人は商品券を2冊でも3冊でも買えるというのではなく、満遍なく1万7,500人が、まずは買う、10万円の給付金を考えるとしたら、それで買えるとしたら、買う意思があるのであれば、必ず1万7,500人が行き渡るといふことが前提だと思うんです。

その中で、例えば4人家族の人が2セットだけでしかないというて、2セット余ってくるという状態になったら、それは2次抽せんとかするというぐらいとかで、それぐらいのやっぱりコロナ対策であれば、感覚は、それぐらいのことは持ってやっていただきたいなという、これはもう答弁要りません。

それから、教育のネットワーク化なんですけど、ほとんど初めのときにやろうかということに比べたら、すごく確実にやれるんだなということが分かりましたので、とやかく言わないんですけど。

ただ、ネットワーク化することによってね、子供たちの教育が、今まで手作りでしておった部分が雑にならないような教育と併せてしてほしいというのと、それから、学校の先生がソフトとかそういうものを考えるのではなく、やっぱりクリエイターの方なり、ITのコーディネーターの方を入れるべきだと思うんです。

教師がやれば、教師の限界だけでしかやらないじゃないですか。議会でもタブレット入れても、自分らの限度だけしかやらないということがありますので、将来を考えると、我々よりこのテクノロジーというんか、人間が使う技術全般は、計り知れないぐらい発展していくということがありますので、やっぱり既存の入れたソフトをどうするかってなったときには、コンピューターのソフト等をできる方をやっぱり入れるべきだと私は、教師がするべきじゃないと思っています。

教師は、自分らの範囲だけ提供すればいいだけであって、それと実務をやればいいだけであって、中身そのものは、中身じゃなしに、このやり方そのものは第

三者がやられるほうが成長が望まれると思いますので、その辺はよくよく検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） 今議員の御指摘ありましたとおり、教員の役割というのが、これは非常に大きくなってくると思います。

教員の中にも、得手のよい人、そうでない人、いろいろみえると思いますが、そのことにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、担当者会議の中でレベルを少しずつ上げていきたいというふうに思います。そして、実際に入った段階でまず使ってみて、子供たちとどういうことができるのかということも考えながらやっていきたい。

そしてもう一つは、確かに教員だけで全てをお任せするということにはなかなかありませんので、教員を支える方、今議員言われたコーディネーター、あるいは支援員とでもいいでしょうか、そういう方の活用も、今後考えながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（村田幸隆議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） あと1点は、お願いしたいというんか、これもITなんか全然関係ないことですが、やっぱり新しいものを取り入れるときに、これまで教育の中、教育現場の中で、目立つ子供とか生徒とか児童とかおって、目立たないとかっていましたが、ITすることによって、これまでちょっと引っ込み思案だった子供がぐっと成長するということがあるので、やっぱり今回、このコンピューターを入れることを契機に、これ、直接コロナとは関係なくなりますけど、こういったことに全部入れられるってことによって、学校に来たがらない子供であるとか、ちょっと集団の輪に入らない子でも、そういった才能がある子はどんどんやっぱり前面へ出させて、やっぱりその自分の得意なところをすることによって学校での存在感を持てるようなというんか、そういうのにつながっていただくと、我々は教育をチェックする立場からいうと非常にいいのではないかと素人ながら思うんですが、その辺はいかがですか。

議長（村田幸隆議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） 今言われた事柄が、いわゆるGIGAスクール構想の一つの大きな柱になっております。

個々に応じた、最適化されたやっぱり教育というものが求められておまして、一人一人がタブレット端末を持つことによって、その一人一人の考え方、あるいは

は表現の仕方、そういうものが自由にできるようになる、そして、そのことをほかの子供たちも、皆がそれを知ることができる、そうした中で、一人一人の子供が、やっぱり光る部分が見えるようにしていきたい、これは重要なことだと思います。

そして、もう一つ言われた、学校にやっぱりなかなか足が向かない子供についても、このタブレット端末がもし家庭に持ち帰ることができるのであれば、その中で子供が学習に取り組むことができる、あるいは自分の意見を述べることができる、そういうふうな効果がある、そういう意味では、このGIGAスクール構想というのは非常に重要であるというふうに思います。

議長（村田幸隆議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 災い転じて福となすというような、教育にもそういったことを生かしてほしいというので、ただ単なるIT化するということだけじゃなしに、教育が成長するんだということに、このコロナ禍を上手に利用させていただいて、つなげていただきたい。これは元来、教育委員会とか学校現場の務めだと思いますけど、我々もそういったことをお願いしたいのと応援したいなと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、市長、私ね、ずーっとこの2か月ちょっと自粛生活するにして、市外もね、特に緊急あれしているところには行けないという前提がありますよって、テレビとか新聞ばかり見るので、いろいろコロナのことで思う、考えるわけなんですけど。

私は、この検査のことを今回提案したのは、東京とか今神奈川とか、今であると北海道かな、このように、いまだに発生が収まらないところにおいては、こういった検査の在り方とか、それはどんどん言われていますけど。

私は逆転の発想というんか、本市みたいに、三重県もそうなんですけど、発生していないところは、割かし医療機関であるとか医療従事者の皆さんも、検査する部分の気持ち的な部分というんですか、これは非常にコロナに感染しておるんじゃないかどうかという形を検査するよりかも、こういった特に3密のところでは仕事する方であるとか、そういった方を検査することによって安心して職場づくりができるという方向は、コロナがとか、こういう話題がないところほど先にやるべきだという発想から、ちょっと今回の質問に取り入れたんですけど。

そういったことを含めて、市長は総合病院であるとか紀北医師会の皆さん、先生の方の協力も要る、それから検査技師の方々の協力もしかりだと思えるんですけ

ど、それも含めた上で、市長は、もっと建設的なこと、私、抗原検査についても勉強した……。

議長（村田幸隆議員） すみません。正午のお知らせ。

〔休憩 午前 11時59分〕

〔再開 午後 0時00分〕

議長（村田幸隆議員） 発言どうぞ。

6番（三鬼和昭議員） 思ったんですけど、私は、そういった感染者が少ない地域こそこういったことを確立しやすいのではないのかと思うのと、していくべきだと私は思いから、今回、本市においてはどうするんですか、確かに医療従事者の方々は肉体的、精神的にも大変だというのは十分理解できるんですけど、本市として、まちづくりの中で、こういったウイルスもまちづくりの中にあるんだという今回は知らされたと思うんですね。

行政においても、一般の経済においても、子育てにおいても、こういったウイルスによる、ウイルスに侵されるということで世の中が変わってしまうということを、我々、今回実感したわけですので、それにやっぱり備えがなけりゃいけないということから提案させていただいているんですよ。

その件を含めて、市長は、この検査であるとか対応について、もう少し具体的な考えがあれば、お答えください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） さっき検査の方法について、三つの方法がございますよというのを御理解頂けたと思うんですけども。当然のことながら、第2波、第3波のこういう発生すれば、当然市民の皆さんという方は完全に不安があるのは当然のことです。

その前に、議員がおっしゃるように、事前にそういうPCR検査とか、そういったものを設置する必要があるんじゃないかというようなことにつきましては、私もやっぱりそのように考えております。

先ほど私のほうの発言から、要するに医療従事者が非常に不足している云々というような話も申し上げまして、今後はやっぱり紀北医師会の皆様方ときちんと話し合いの中で前向きに検討していきたいというような話の中で、もう一度ちょっとこれは持ち帰る必要があるんじゃないかなと。

ただやっぱり、まずはやっぱり市民の皆さんの不安を払拭するがためのやっぱり何か設置するということについては、私はそうあるべきだと思っておりますの

で。これは持ち帰って検討させます。特に事務長以下、それを一応宿題として考えさせていただきたいなと思っております。

議長（村田幸隆議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 今回の新型コロナウイルス感染症については、必ず第2波、第3波が来ると言われておりますし、市長も、新しいやっぱり生活様式というか、県のほうでも市のほうでも、いろんな生活様式の形を出していますが、そうやればやるほど経済も厳しくなるのではないかな、新しい経済の在り方を見つけなくちゃいけないんじゃないかなという、これは、です、ので、これからのテーマです、ので、執行部それから議会においても、そういった建設的な議論は今後どんどんするべきじゃないかなと思うし、させていただきたいなと思ってます。

検査については、私は、そういった今穏やかなときに、何とか本市においてはそういったところが進んでおる町なんだということをつくっていくためにも総合病院があるわけですから、前向きに検討してほしいなと思います。

そしてね、私いろいろ考えたんです。このコロナによって都市部というんかな、都市部から反対にサテライトオフィスというんか、それがこういったコロナが発生率が低いとか、そういったところへ、これからテレワークのセットと、それからサテライトオフィスでセットで地方へ来られる方が来るのではないかな。それと、人材においては、職員採用も、こちらから出向いて東京で人材、職員5人採用するとしたら、2人ぐらいはそういったすごい人材を確保できる時代が来るのではないかなと。

これはちょっと、これからまちづくり自体がちょっと違ってくるのではないかなと思いますので、今後、そういったことも含めて、わいわいがやがやという形で、やっぱりまちづくりにつなげていただきたいと思います。

最後に、私が前段で言った部分の中で、渡船業者の件なんですけど、この方たち、非常に紳士的に連休が終わるまで仕事なんかも止めていただいたりということをお伺いしましたし、本市の副市長だった横田さんが、南部地域活性化局長をされて非常にこういったところのパイプ役になっていただいて、十何万という予約者というんかね、これを渡船の人にしていただいたんですけど。

そんなにやっぱり渡船の方々、経済的なメリットというのは大きくはなかったと思うんですけど、今後、やっぱり釣り大会とか、そんなのをするのであれば、やっぱり市長のほうからも知事に表彰式に来ていただくとか、知事のSNSでこの地域の釣り大会を宣伝してもらおうとか、バックアップしていただくとかね、そ

れ、市挙げて、やっぱり県のほうにもお願いして挙げていただいて、この方たちが、今後、そういった経済活動というか、活性になるような、こういったのも一つの支援策ではないかなと思うんですけど、いかがですか、こういったことは。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今回については、本当に移動の問題につきまして、渡船業界の方々に対して非常に積極的に市の思いの中でやっていただいた、非常にありがたい話。

そういった中で、市としての協力金云々ということが非常に難しい中で、取りあえず一応県に働きかけて、先ほども申しましたように、これはもう渡船業界の方々もしかりだし、議員の方々も一緒にやっていただいたり、ほいで尾鷲市としてもきちんとやった。先ほど申しましたように、尾鷲市が一体となって、これ、別々に、個々にいっておったら、こんなに通らないと思うんですよね。一体となって、これで尾鷲市としてこういうことをお願いしたいということが、私はやっぱり今回、功を奏した。

先ほども申しましたように、知事自身も非常に、尾鷲市がこういうふうな形で要望してくれたことについて、まとまってやってくれたから非常に検討しやすいというお答えを頂戴しました。

そういった中で、特にはまだ磯釣り大会どうなるのかということが、まだ先の話なんですのでまだ決まっておりませんが、何らかの形で、要はどういうPR活動を尾鷲市がきちんとやるのかというような形で、要するに一つのイベントを通じた形で、経済の活性化、要するに集客人口を高めながら、それに参加していただくというようなことも、商工観光課のほうにはきちんと指示しておりますので、一緒になって、今後、冬に行われる、今のところ予定の磯釣り大会には、もう少し、ほかのところは全部なくなってしまっていますから、これに力をちょっと入れさせていただきたいなど、このように考えております。

議長（村田幸隆議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 先ほどの野田議員の利子補給とか、そういったのもあって、事業を継続していく中で、そういったことも国、県が見ていただけるわけなんですけど、利益を得たか得ないかと言えば、全然利益というか得られていないと思うんですね、前年度実績とか、そういったの。

ただ、今は利益を得られなかった分を先で利益を得られるということはできますので、こういったいろんなことを取組まれた方に、先で事業をやられるときに、

やっぱり市のみならず、県にもバックアップしていただくようお願いしていただきたいと思います。

もう一点は、市長、それから水産農林課長にお願いしたいのは、マダイを学校給食に使うということで、これ、非常にこの金額、マダイの購入代だけではなくて、加工品であるとか流通があるんですけど、基本、この事業は中間業者がもうかたら駄目だと思うんです。生産者が確実に、もうかるとは言わなくても、生産者の負担が和らぐという施策じゃなきゃ駄目だということから、やっぱりこれについては、実績の追跡調査だけはしておいてほしいなと思うんですわ。どれぐらい尾鷲地区、賀田湾、尾鷲湾の含めてどれぐらいのタイを購入していただいて、どれぐらいのやっぱり給食になったかという、その金額がどれぐらいかというの、これは県会議員さんに、これを進めてくれた県会議員さんにもそうですし、県の農林水産事務所に対してでも、これ、実績もらわないと、初めにこうなったって言っていて、最後になったら、生産者のほうからそんなに効果がなかったというの、そういうことは聞きたくないので、やっぱりこれだけは確実に、県の方にもお願いしてせっかくこれだけやっていただいたんですので、やっぱり地元の生産者がこれだけ潤った、助かったということを我々は聞きたいと思いますので、これはきちっとしていただきたいと思いますが、これについてはいかがですか。どうですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 確かに今回一番私自身が感じたのは、大変な状況に、要するに養殖業者の方々、大変な状況になっているということは肌身で感じました。要するに買ってくれる人がいないんですわ。作っても作っても全然、作ったら作っただけ、要するに商品化にならないと、こういう実態を現場で確認しながら、おっしゃるように、今どれぐらいの生産量があるのか、その生産量をどういう形で需要に賄っていくのかという、そういう分析というのは必要だと思います。

そのためにどうするのか。給食に使うのか、あるいはスーパーマーケットで売ってもらえるのか。まず、やっぱり地産地消ということも考えながら、今後、要するにコロナ禍がどんどんどんどん広がったときに、多少なりともいろんな市外でいろんな店も開いてくるでしょうし、要するに東京、大阪、名古屋っていったものについての外に対してどうやっぱり売りさばっていくのかということも含めて、おっしゃるように、まずどれぐらいの量が、要するに事業をもたせるのかというような、さっきおっしゃったように、もうかるもうからないより、もう損してい

るわけなんですから。

それをやっぱりきちんと支えるためのやっぱり、私が言うておる需要と供給の関係をどう分析しながら、どういう具体的なところにそれを使っていくのかということが必要なことだと思います。これがまさしく私、地産地消という原点にあるんじゃないかと思っておりますので、それは努力していきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） 今議員がおっしゃられました、まず、県の学校給食等の事業についてでございますが、今回のこの事業につきましては、県産材、県の食材の活用ということを県が一生懸命推進しようとしていただいていることです。それは地元食材の需要が落ち込んでいるというところで、全体的に出荷が滞留しております、市場のほうに滞留しているような状況でございます。

特にその中でも、養殖や畜産という餌代のかかるものというのは維持費が非常に大変だということで、まず、その維持コストを何とかしようということも含めて、滞留している食材の解消を図るとというのがまず第一の目標にあると思いますので、その辺の確認というのは、新たなこの生活様式の中での新たな経済活動というようなことでも我々、先ほど市長もおっしゃられたような確認作業というのは必ずしていきたいというふうに思いますので、またその都度御報告もさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 今回、国であるとか県であるとか、応援してもらったということについては、やっぱり結果的にどうであったかということも我々知りたいというか、それは費用対効果ではないかなと思っております。

養殖とか、そういったことでも、三重県でも南島辺りから南がやっておることで、三重県全体では分からないこと等がありますので、生産者に実績としてどうだったかということは我々知りたいと思っておりますので、また今後の参考にもしたいと思っておりますので、そういった追跡調査については十分やってほしいと思っております。

それと、やっぱり市長はやっぱり経済対策は、今、コロナのコロナ禍が終わったからといって元に戻らないという前提があれば、新しいまちづくりをしなくちゃいけないので、我々も、議員として活動の根幹というのはちょっと見詰め直さなあかんと思うんですけど、職員の皆さんも、コロナ騒動が終わったからといって、これまでの仕事ペースではなくて、新しいどンドン発想で仕事に取り組

まれるように、私がそんなこと言うような立場じゃないか分らんけど、我々は行政をチェックするという議会の権能の中の一つを持っておりますので、職員の皆さん全体におかれましても、このコロナ禍というのを経験した中の新しいまちづくりをやっぱり考え直すように、行政の仕事をもう一遍見詰め直すように、皆さんで市民のために頑張りたいと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。いかがですか、その辺は。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） おっしゃるとおりです。完全にコロナ禍でもって、コロナ禍と、要するにキーワードに出たウィズコロナで、どうやって生活様式を変えていきながらやっていくのかという。当然こういう場面に遭遇したんですから、今後は、やっぱり今までがどうであったとか云々じゃなしに、新しい、要するに生活様式、新しい経済様式というのはどうなのかということも、やはり我々としても、執行部としても、今までの殻を残すんじゃなしに、殻を破るぐらいの、私がよく言うのは、風穴を空けるとよく言っているんですけどね、そういう形の中でやっぱり進めていかないと、対応は非常に難しいんじゃないかと思っております。ありがとうございます。

議長（村田幸隆議員） よろしいですか。

以上で、本日の一般質問は打ち切り、明日16日火曜日午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

〔散会 午後 0時15分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 村 田 幸 隆

署 名 議 員 三 鬼 孝 之

署 名 議 員 内 山 將 文